

藤沢市特定子ども・子育て支援施設等

確認指導・監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り及び検査等（以下「確認指導」という。）及び法第58条の8第1項の規定により市長が行う監査（以下「確認監査」という。）について、必要な事項を定める。

(確認指導の目的)

第2条 確認指導は、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(確認指導の方針)

第3条 確認指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

(確認指導の形態)

第4条 確認指導は、次の各号に定めるとおり、集団指導、実地指導及び書面指導の3つの形態により実施する。

- (1) 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定子ども・子育て支援提供者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、実地により質問、立入り及び検査等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して各種指導等を行う。
- (3) 書面指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、指定した資料を提出させ、それらに基づき運営基準等の遵守に関して確認を行い、必要と認める場合、各種指導を行う。

(確認指導の対象の選定)

第5条 確認指導は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

2 前条第1号に定める集団指導は、新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等(既

に本市において特定子ども・子育て支援施設等を運営する者が設置したものを除く。)については、法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、おおむね1年以内に実施するほか、その後の制度の改正、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定する。

- 3 前条第2号に定める実地指導は、次の各号に定めるとおり、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に定期的かつ計画的に行う。
 - (1) 原則として、4年に1回実施することとし、毎年度、市長が対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定する。
 - (2) 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題があるなど、引き続き指導が必要と認める特定子ども・子育て支援施設等については、翌年度において実施することができる。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。
- 4 前条第3号に定める書面指導は、実地指導の代替又は追加するものとして市長が必要と認める場合に実施することとし、市長が対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定する。

(確認指導の方法等)

第6条 確認指導は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、運営基準の遵守に関して周知徹底を図るための資料等を特定子ども・子育て支援施設等に提供する方法により集団指導を行うことができる。
 - (3) 実地指導は、運営基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。
 - (4) 書面指導は、運営基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者からの聴き取り等により行う。
- 2 確認指導の実施にあたっては、次の各号に定めるとおり、対象の特定子ども・子育て支援施設等に対して通知を行うものとする。
 - (1) 市長は、集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を第1号様式により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。ただし、前項第2号の規定による場合はこの限りではない。
 - (2) 市長は、実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あ

あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を第2号様式により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。

- (3) 市長は、書面指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ書面指導の根拠規定、目的、提出すべき書類等を第3号様式により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。
- 3 市長は、実地指導又は書面指導の結果、改善を要する事項等があるものと認めた場合は第4号様式により、改善を要する事項等が無いものと認めた場合は第5号様式により通知を行うものとする。
- 4 市長は、実地指導又は書面指導の結果として第4号様式別紙1により通知した運営基準等に係る文書指摘事項については、第6号様式により改善報告を求めるものとする。
- 5 市長は、実地指導又は書面指導の結果として第4号様式別紙2により通知した施設等利用費に係る文書指摘事項については、第7号様式により対応方針の報告を求めるものとする。

(確認監査への変更)

第7条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに確認監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用等の請求に著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(確認監査の目的)

第8条 確認監査は、特定子ども・子育て支援施設等に運営基準第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(確認監査の方針)

第9条 確認監査により、特定子ども・子育て支援施設等について、第12条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として行う。

(確認監査対象の選定)

第10条 確認監査は、次に掲げる情報を踏まえ、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(確認監査の方法等)

第11条 市長は、確認監査を行うことが決定したときは、あらかじめ確認監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第8号様式により設置者等に対して通知するものとする。ただし、実地指導又は書面指導中において確認監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、市長は、確認監査を開始する際に、確認監査の根拠規定、目的、場所及び担当者を第8号様式又は口頭により設置者等に対して通知するものとする。

2 確認監査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他子ども・子育て支援施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

3 市長は、確認監査の結果、次条に定める行政上の措置には至らないが、改善を要する事項等があるものと認めた場合は第9号様式により、改善を要する事項等が無いものと認めた場合は第5号様式により通知を行うものとする。

4 確認監査の結果として第9号様式別紙5により通知した運営基準等に係る文書指摘事項、第10号様式により通知した勧告事項、及び第11号様式により通知した命令事項については、第6号様式により改善報告を求める。

5 市長は、確認監査の結果として第9号様式別紙6により通知した施設等利用費に係る文書指摘事項については、第7号様式により対応方針の報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第58条の9(勧告、命令等)、法第58条の10(確認の取消し等)の規定により行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 市長は、特定子ども・子育て支援提供者に法第58条の9第1項各号に定める運営基準違反が認められた場合、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、第10号様式により速やかに基準の遵守等を行うべきことを勧告し、当該勧告事項について、第6号様式により通知の日から60日以内の別に定める日までに改善報告を求めるものとする。この場合において、当該特定子ども・子育て支援提供者がこれに従わなかったときは、法第58条の9第4項の規定によりその旨を公表することができる。
- (2) 市長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、第11号様式により速やかにその勧告に係る措置を採るべきことを命令し、当該命令事項について、第6号

様式により通知の日から60日以内の別に定める日までに改善報告を求めるものとする。この場合において、市長は、同条第4項の規定によりその旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った神奈川県知事等に通知するものとする。

(3) 市長は、確認基準違反等の内容が、法第58条の10第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第12号様式により当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し、又は全部若しくは一部の効力の停止（以下「確認の取消し等」という。）を行うことができる。

(4) 市長は、前号に定める確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を神奈川県知事に届け出るとともに、これを公示するものとする。

(聴聞等)

第13条 市長は、確認監査の結果、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、確認監査後、取消処分等の予定者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、確認指導・監査の結果及び改善報告の内容等について、必要に応じて神奈川県その他の関係機関に情報提供するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるほか、確認・指導監査に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年1月31日から施行する。

第1号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 内 容
- 5 備 考

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第53条から第61条までの遵守、及び施設等利用費の支給事務の適正性の確保のため、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（書面指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第53条から第61条までの遵守、及び施設等利用費の支給事務の適正性の確保のため、次のとおり確認指導（書面指導）を実施しますので通知します。

確認指導（書面指導）に際しては、提出していただく資料がありますので、ご協力をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 指導監査の種別
- 3 提出する資料
- 4 提出先
- 5 提出期限

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導・書面指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、改善を要する事項等がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認指導（実地指導・書面指導）の結果について

該当の有無	結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙1のとおり運営基準等に係る文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第6号様式にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙1のとおり運営基準等に係る口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙2のとおり施設等利用費に係る文書指摘事項がありましたので速やかに当該指摘事項に係る費用を所管する市町村の長にその取扱いを確認し、対応方針を講じてください。また、対応方針について、本通知から60日以内に第7号様式にて報告してください。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

別紙2

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	対応方針を講じる必要がある事項	根拠法令

第5号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導・監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項及び法第58条の8第1項の規定により実施した確認指導・監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	
確認指導・監査 の種別	

第6号様式

年 月 日

藤沢市長

所在地
法人名
代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導・監査指摘事項等に関する
報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙3
「特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しまし
たので、関係書類等を添えて提出します。

別紙3

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導・監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認指導・監査 結果通知日	
確認指導・監査 の種別	

改善報告を要する事項	改善した内容

第7号様式

年 月 日

藤沢市長

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導・監査指摘事項等に関する
報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました対応方針の報告を要する指摘事項等については、別紙4「特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査指摘事項等対応方針報告書」のとおりですので、関係書類等を添えて提出します。

別紙4

特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査指摘事項等対応方針報告書

対象施設等	
確認指導・監査 結果通知日	
確認指導・監査 の種別	

対応方針を講じる必要がある事項	対応方針

第8号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第53条から第61条までの遵守、及び施設等利用費の支給事務の適正性の確保のため、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導監査職員の氏名
- 5 その他連絡事項

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項等がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

該当の有無	結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙5のとおり運営基準等に係る文書指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第6号様式にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙5のとおり運営基準等に係る口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙6のとおり施設等利用費に係る文書指摘事項がありましたので速やかに当該指摘事項に係る費用を所管する市町村の長にその取扱いを確認し、対応方針を講じてください。また、対応方針について、本通知から60日以内に第7号様式にて報告してください。

別紙5

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

別紙6

特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査指摘事項等対応方針報告書

対象施設等	
確認指導・監査 結果通知日	
確認指導・監査 の種別	

対応方針を講じる必要がある事項	対応方針

第10号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、〇〇年〇〇月〇〇日までに、第6号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、同法第58条の9（勧告・命令等）及び第58条の10（確認の取消し等）により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定子ども・子育て支援施設等確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第 5 8 条の 8 第 1 項の規定より実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、〇〇年〇〇月〇〇日までに、第 6 号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、同法第 5 8 条の 9（勧告・命令等）及び第 5 8 条の 1 0（確認の取消し等）により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定（命令）について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から 1 年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定（命令）の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から 1 年を経過したときは、提起することができません。

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（取消し等）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、同法第58条の10第1項の規定により、次のとおり確認の取消し等を行います。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認の取消し等について

該当の有無	結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙7のとおり、年 月 日をもって確認を取り消します。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙7のとおり、年 月 日をもって確認の効力の全部を停止します。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙7のとおり、年 月 日をもって確認の効力の一部を停止します。

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定（確認の取消し等）について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定（確認の取消し等）の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、提起することができません。

別紙 7

特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等について

対 象 施 設 等	
確認監査実施日	

結果の区分	取消し等を行う日	期 限	根拠法令
確認の 取消し			